

山梨県旅館業法施行条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>（構造設備の基準）</p> <p>第二条 令第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 施設の外壁、屋根その他の外観は、善良の風俗を害するようなものでないこと。</p> <p>二 略</p> <p>三 浴室、シャワー室及び脱衣場（蒸気若しくは熱気を使用するもの又は蒸気、熱気、温泉等を組み合わせて使用するもので、知事が善良の風俗を害するようなものでないと認められたもの）にあつては、シャワー室及び脱衣場の内部が、外部から容易に見えない構造であること。</p> <p>四 六 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第二条 令第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 施設の外壁、屋根その他の外観は、善良な風俗を害するようなものでないこと。</p> <p>二 略</p> <p>三 浴室、シャワー室及び脱衣場</p> <p>の内部が、外部から容易に見えない構造であること。</p> <p>四 六 略</p> <p>2・3 略</p>